

## 第8節 廃棄物関係

### (1) 廃棄物・リサイクル関連法の概要

大量生産、大量消費、大量廃棄の一方通行型の社会から循環型社会への転換を推進するために、「循環型社会形成推進基本法」を中心とした様々な法律が整備されています。

- 1 循環型社会形成推進基本法 (平成12年制定)  
循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会\*」の形成を推進する。
- 2 廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律) (昭和45年制定)  
廃棄物\*の排出抑制や適正な処理(分別、保管、収集、運搬、再生、処分など)を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。
- 3 資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促進に関する法律) (平成12年制定)  
資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取組を中心に廃棄物の発生抑制、再生部品等の利用及び原材料としての利用を促進する。
- 4 容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律) (平成7年制定)  
家庭等から排出されるごみの約60% (容積比) を占めている容器包装廃棄物についての製造・利用事業者などによるリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物\*の減量と資源の有効利用を図る。
- 5 家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法) (平成10年制定)  
家電製品の製造・販売事業者などに、廃棄物となった製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルの推進と廃棄物の減量化を図る。対象となる家電製品は、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンとなっている。
- 6 建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律) (平成12年制定)  
建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
- 7 食品リサイクル法 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律) (平成12年制定)  
売れ残りや食べ残り又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制及び減量化により最終処分量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料としてリサイクルするため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。
- 8 自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関する法律) (平成14年制定)  
自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化などを適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理とリサイクルを図る。
- 9 グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律) (平成12年制定)  
国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進をするために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図る。

10 PCB特別措置法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）（平成13年制定）

PCB廃棄物の保管、処分などについて必要な規制等を行うとともに、その処理に必要な体制の整備を図る。

11 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年制定）

東日本大震災により生じた災害廃棄物を国が被害を受けた市町村に代わって処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定める。

12 小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）（平成24年制定）

使用済小型電子機器等に利用されている金属その他有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況にあることから、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

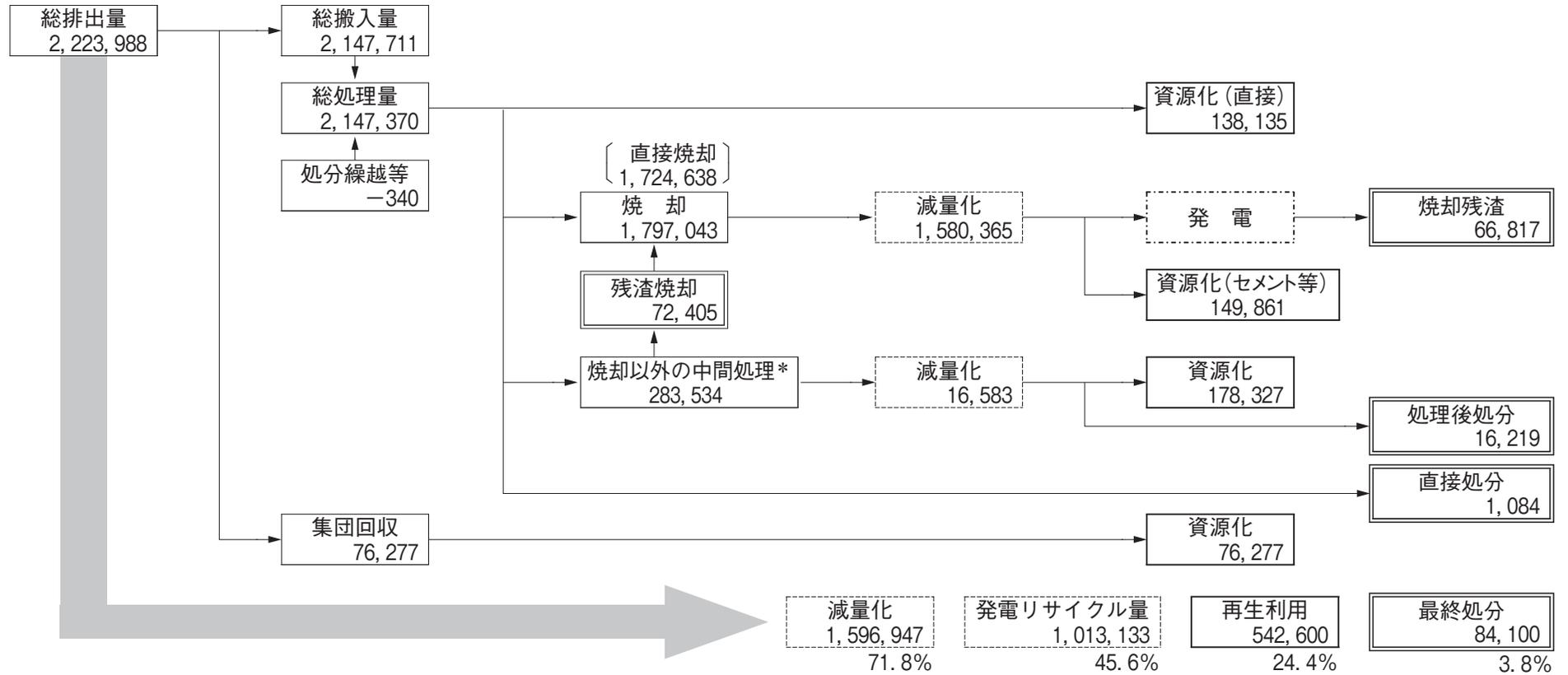
13 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年制定）

食品ロス\*の削減に関して、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進する。

14 プラスチック資源循環法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）（令和3年制定）

プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般であらゆる主体のリデュース・リユース・リサイクル・素材代替の取組を包括的に促進する措置を講じ、資源循環の高度化に向けた環境整備を行い、サーキュラーエコノミー\*への移行を推進する。

(2) ごみ処理の状況 (令和4年度)



(3) ごみ処理状況の推移

(単位：t)

年 度	計画収集処理量 ①	直接搬入量 ②	総搬入量 ①+②	資源ごみ集団回収量 ③	全排出量 ①+②+③
H30	2,055,252	146,969	2,202,221	105,262	2,307,483
R 1	2,074,015	159,660	2,233,675	96,130	2,329,805
R 2	2,089,364	154,443	2,243,797	80,687	2,324,484
R 3	2,047,904	142,649	2,190,553	78,858	2,269,411
R 4	2,012,767	134,944	2,147,711	76,277	2,223,988

## (4) ごみの総搬入量の種類別内訳

(単位:千t)

年 度	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ*41	その他*42	合 計
H30	155	1,648	86	40	269	3	2,202*43
	7.1%	74.9%	3.9%	1.8%	12.2%	0.1%	100.0%
R 1	157	1,672	90	43	271	2	2,234*43
	7.1%	74.8%	4.0%	1.9%	12.1%	0.1%	100.0%
R 2	154	1,650	97	47	293	2	2,244*43
	6.9%	73.5%	4.3%	2.1%	13.1%	0.1%	100.0%
R 3	152	1,616	88	45	286	2	2,191*43
	6.9%	73.8%	4.0%	2.1%	13.1%	0.1%	100.0%
R 4	149	1,595	83	42	276	2	2,148*43
	6.9%	74.3%	3.9%	2.0%	12.8%	0.1%	100.0%

\*41 缶、びん、古紙、布など再生利用を目的として回収したものをいいます。

\*42 従来「その他」に区分されていたごみ処理場への直接搬入ごみが平成19年度から「混合ごみ」、「可燃ごみ」などに細分化されました。

\*43 端数処理の関係で合計が合いません。

## (5) 1日当たりのごみ排出量の推移

年 度	1日当たりのごみ排出量 (t)	1人1日当たりの排出量 (g)
H30	6,322	858
R 1	6,366	862
R 2	6,368	861
R 3	6,218	841
R 4	6,093	825

※ 現在、国が採用しているごみ排出量の定義（排出量＝収集ごみ量＋直接搬入量＋集回収量）により算出した数値です。

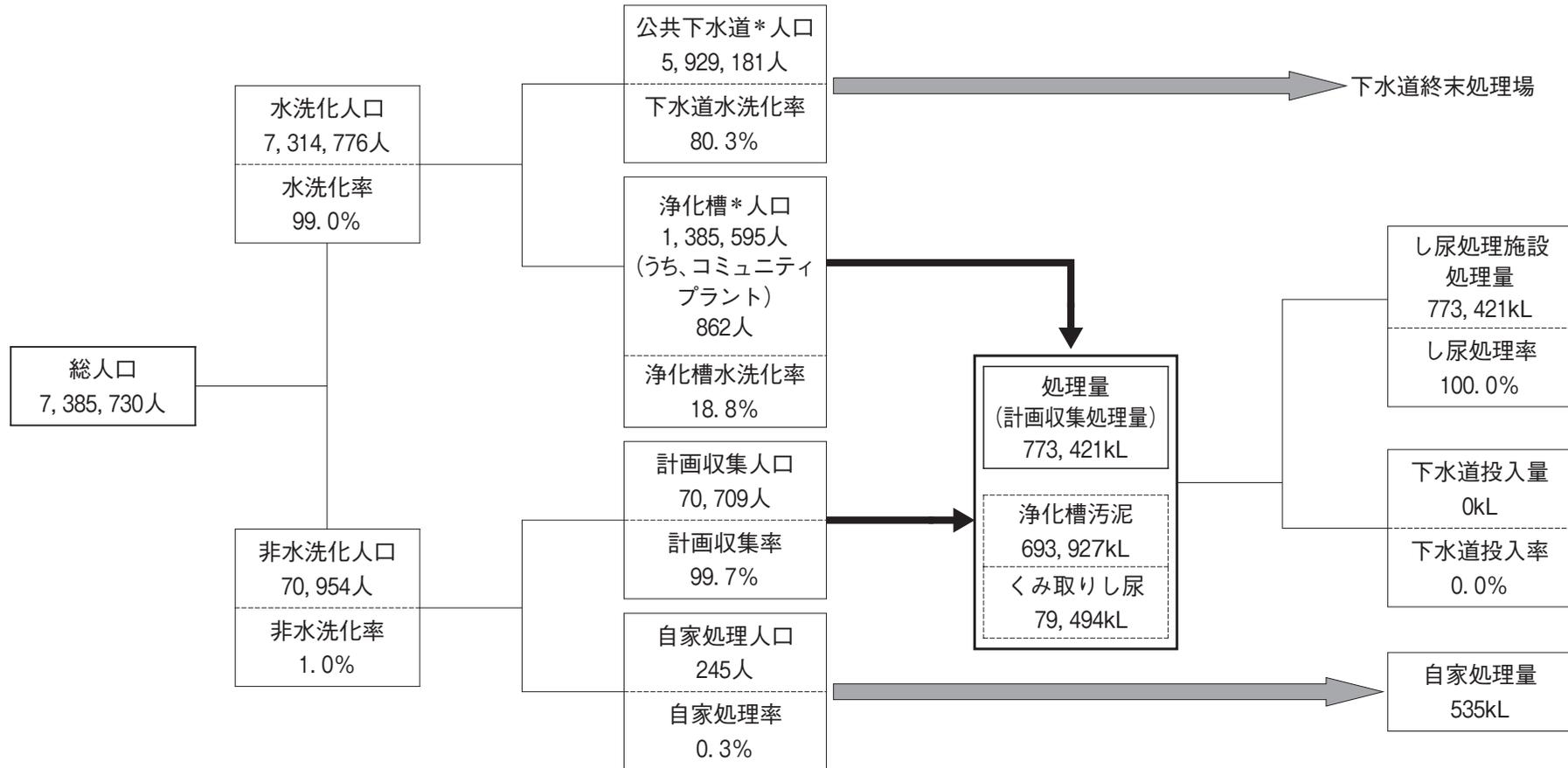
## (6) 市町村における容器包装廃棄物の分別収集等の状況（令和4年度）

品目	収集			再商品化			実施市町村数
	収集計画量 (t) A	分別収集量 (t) B	達成率 (%) B / A	再商品化量 (t) C	前年度保管残量 (t) D	再商品化率 (%) C / (B + D)	
無色ガラス	14,125	10,970	77.7	10,950	34	99.5	63
茶色ガラス	11,537	9,333	80.9	9,306	53	99.1	63
その他ガラス	8,084	8,129	100.6	8,147	17	100.0	56
ペットボトル	21,619	22,595	104.5	22,493	49	99.3	62
その他プラスチック	40,303	43,048	106.8	40,909	451	94.0	33
（うち白色トレイ）	17	24	141.2	16	0	66.7	2
その他紙	1,084	1,954	180.3	1,951	0	99.8	8
スチール缶	7,868	6,253	79.5	6,228	57	98.7	63
アルミ缶	10,048	10,673	106.2	10,643	37	99.4	63
紙パック	1,144	810	70.8	809	0	99.9	58
段ボール	49,423	51,106	103.4	51,103	0	100.0	59
合計	165,252	164,895	99.8	162,555	698	98.2	

※1 本表の数値は、国の調査方法に準じて算出したものです。

※2 実施市町村数は、第9期埼玉県分別収集促進計画に基づき令和5年3月末時点で分別収集を実施している市町村の数です。

(7) し尿処理の状況 (令和4年度)



## (8) 水洗化人口

(単位：人)

年 度	総人口	水洗化人口		非水洗化人口	
		公共下水道人口	浄化槽人口	計画収集人口	自家処理人口
H30	7,370,621	5,783,699	1,504,535	82,168	219
		78.5%	20.4%	1.1%	0.0%
R 1	7,387,913	5,833,173	1,477,158	77,417	165
		79.0%	20.0%	1.0%	0.0%
R 2	7,394,501	5,874,606	1,443,339	76,326	230
		79.4%	19.5%	1.0%	0.0%
R 3	7,389,925	5,907,505	1,405,980	76,198	242
		79.9%	19.0%	1.0%	0.0%
R 4	7,385,730	5,929,181	1,385,595	70,709	245
		80.3%	18.8%	1.0%	0.0%

## (9) し尿の総排出量の内訳・処理の状況

(単位：千kL)

年 度	総排出量	排出内訳			総処理量	処理内訳	
		生し尿	浄化槽汚泥	自家処理		し尿処理施設	下水道投入
H30	790	94	696	0	790	790	0
		11.9%	88.1%	0.0%		100.0%	0.0%
R 1	796	92	704	0	796	796	0
		11.5%	88.4%	0.0%		100.0%	0.0%
R 2	791	87	703	0	790	790	0
		11.0%	89.0%	0.1%		100.0%	0.0%
R 3	784	83	701	0	784	784	0
		10.6%	89.3%	0.1%		100.0%	0.0%
R 4	773	79	694	1	773	773	0
		10.3%	89.7%	0.1%		100.0%	0.0%

※ 端数処理の関係で排出内訳の合計と合いません。

(10) 登録廃棄物再生事業者\*数（令和5年度）（単位：件）

再生する廃棄物の種類	令和5年度 登録事業者数	登録事業者総数
古紙・古繊維	0	93
金属くず	0	70
廃プラスチック類	0	18
木くず	0	17
がれき類・コンクリートくず・鋳さい	0	21
ガラスくず・陶磁器くず・空き瓶	0	17
その他	0	17

※ 権限移譲済の秩父市、加須市、草加市、越谷市、川口市、戸田市及び上里町を除く事業者数

(11) 産業廃棄物\*処理業の申請及び許可件数（令和5年度）

業 務 内 容	申請件数	許可件数	許可業者数 (年度末)
産業廃棄物収集運搬業	3,438	3,140	17,899
産業廃棄物中間処分業	57	44	297
特別管理産業廃棄物収集運搬業	292	283	1,056
特別管理産業廃棄物中間処分業	11	7	23
最終処分業	0	0	0
合 計	3,798	3,474	19,275

(12) 産業廃棄物処理業の許可等の内訳

年 度	申請件数			許可件数			不許可件数		
	新規	変更	更新	新規	変更	更新	新規	変更	更新
26	940	203	1,875	932	194	1,874	6	3	7
27	905	240	1,876	925	246	1,869	2	1	6
28	906	206	2,038	884	208	2,015	1	0	5
29	850	210	1,913	863	201	1,903	5	0	3
30	908	201	2,020	868	192	1,906	1	1	4
R 1	931	217	2,201	910	168	2,068	2	0	2
R 2	1,061	210	2,270	999	210	2,331	1	0	2
R 3	1,133	210	2,420	1,113	217	2,357	1	0	3
R 4	1,034	245	2,357	1,073	245	2,421	5	0	2
R 5	1,071	272	2,455	943	251	2,280	4	1	3

## (13) 産業廃棄物中間処理施設数（令和5年度）

	処理方法	産業廃棄物の種類	施設数
1	破 碎	廃プラスチック類、木くず、がれき類など	391
2	焼 却	廃酸、紙くず、木くず、繊維くずなど	30
3	切 断	金属くず	49
4	圧 縮	金属くず	63
5	圧縮梱包	廃プラスチック類、紙くず、繊維くずなど	89
6	溶融減容	廃プラスチック類	29
7	破碎・減容	廃プラスチック類、紙くず、繊維くずなど	26
8	脱 水	汚泥	55
9	中 和	廃酸、廃アルカリ	17
10	発 酵	動植物性残さ、家畜ふん尿	19
11	溶 融	燃え殻、ばいじん等	6
12	圧縮減容	廃プラスチック類、紙くず、繊維くずなど	12
13	乾 燥	汚泥、動植物性残さ	10
14	蒸 留	廃油	8
15	そ の 他	汚泥など	83
合 計			887

## (14) 産業廃棄物最終処分場数（令和5年度末）

施 設	箇 所 数	残余容量(m <sup>3</sup> )
安 定 型	0	0
管 理 型	1	921,626

※ 産業廃棄物処理施設の許可を有するものに限る。

## (15) 産業廃棄物の不法投棄発生状況（令和5年度）

発生場所	住宅地	農地	河川敷	道路	山林	その他	合計
件 数	5	3	6	5	1	2	22
構成比(%)	22.7	13.6	27.3	22.7	4.6	9.1	100